

平成 26 年 6 月 20 日

お客様各位

中国(上海)出港 24 時間前報告制度のお知らせ

拝啓 貴社ますますご繁栄のこととお喜び申し上げます。

さて、上海港向輸出貨物につきまして、平成 26 年 6 月よりマニフェスト提出期限
及び 各種内容について、新たな指針が制定されましたので、ご連絡申し上げます。

1. 上海向マニフェストデータ出港 24 時間前提出

対象：上海港向の直行便貨物＊（上海港経由して揚子江各港への貨物含）について
日本出港船 24 時間前までにデータ送信が義務づけられました。

つきまして、当該貨物マニフェスト締切りを 1 日前倒しし、出港（土日除）
2 日前と致しますので、ご理解の程、宜しくお願い致します。

2. マニフェスト報告規制について

対象：上海向貨物の全て

マニフェスト 1 件の貨物が 2 種以上の場合、1 アイテム毎にその数量、荷姿、
重量、容積を報告する必要がございます。

1 件の B/L で 2 種以上積む場合は、アイテム毎の詳細を書面にて、各港代理店に
提出願います。

危険品については UN.NO の違う貨物を 2 種以上同じ B/L 上に載せる場合、
同様に詳細をアイテム毎に分けて、提出が義務付けられております。

よって同様に詳細を代理店までお知らせください。

又、その他注意事項として、危険品と普通品を同じマニフェストに載せる事は
原則禁止。それと、品目についての AS PER ATTACHED RIDER も原則禁止とさせて
頂きます。（上記禁止部分について、避けられない場合は御相談下さい）

3. 罰則（ペナルティ）について

費用は未定ですが罰則金が設定される予定です。 又 更に上海税関は
積戻しを要請する場合がございます。提出内容に問題があり、積み戻しになった
際の費用負担は、荷主様負担となります。予め、ご理解の程宜しくお願い致します。

敬具